

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱

(平成 22 年 3 月 31 日市長決裁 21 川経商観第 586 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街が行う共同施設等の整備事業に対して、補助金を交付することにより本市商店街の振興育成を図ることを目的とし、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助の対象となる団体は、市内に主たる事務所を有し、その構成員の 2 分の 1 以上が市内に所在し、かつ代表者が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）に該当しない商店街で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商店街の事業協同組合
- (2) 商店街振興組合
- (3) 任意の商店街団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- (4) 一般社団法人川崎市商店街連合会の各地区連合会
- (5) その他各地区別の商業者の団体(業種別団体を除く)で市長が認めたもの

(補助対象事業及び施設)

第 3 条 補助対象となる事業及び施設は、市内において、その年度内(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)に完了又は設置し、支払うことが確実なもので、次の各号に定めたものとする。

- (1) 商店街の法人団体又は任意団体が、組合員の多数又は一般公衆の利便を図るための施設であって別表第 1 (1) に掲げる施設
- (2) 商店街の法人団体が、組合又は組合員の経営の改善及び生産性の向上を図るための施設であって、組合員の多数が直接利用し、かつ、組合による管理及び運営が確実であると認められるもので別表第 1 (2) に掲げる施設

(特定事業の事前相談及び事業認定)

第 4 条 別表第 1 に掲げる商店街リニューアル事業、商店街モール再整備事業、及び街づくり事業を実施しようとする団体（以下「特定事業実施希望団体」という。）は、補助を受けようとする 2 年度前の 9 月末までに川崎市商店街施設整備事業事前相談書（様式第 1。以下「事前相談書」という。）を市長に提出する。ただし、市長が認めたものについてはこの限りでない。

2 市長は、前項に規定する事前相談書の提出を受けたときは、特定事業実施希望団体に対して事業実施に向けて必要な助言を行うものとし、また、必要に応じて庁内関係部署に対して情報提供を行うことができる。

3 第 1 項に規定する事前相談書を提出した特定事業実施希望団体は、補助を受けようとする前年度の 6 月末までに川崎市商店街施設整備事業認定申請書（様式第 2。以下「認定申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 申請事業概要書(様式第 2-2)
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項に規定する認定申請書を受理したときは、内容を審査し、事業としての認定の諾否を決定し、事業の認定（否認）通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

5 前項に規定する事業の認定を受けた特定事業実施希望団体が、認定を受けた事業を中止しようとするときは、その理由を書面で市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項に規定する中止の申し出を受けたときは、第 4 項に規定する認定を取り消し、その

旨を申出者に書面で通知するものとする。

(補助対象外事業及び施設、経費)

第5条 次の各号に掲げるものは、補助対象から除外する。

(1) 対象外施設事業及び施設

ア 補助対象経費の総額が別表第1に定められた最低事業費に満たないもの

イ この補助金の交付決定以前に契約しているもの。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に契約する必要がある場合にはこの限りではない。

ウ 既存施設の原形を著しく変更しない程度のもので、明らかに効用が増すと認められない改修施設

エ 第15条の管理期間内において、補助対象となった施設の改修及び代替であると認められる施設

オ 道路法、建築基準法、駐車場法、その他関係法令等に抵触するもの

カ しゃし、遊興に関するもの

キ 別表第1(1)の整備事業のうち駐車場施設においては、収容台数が10台未満のもの。駐輪場施設においては、収容台数が30台未満(125cc以上の自動二輪車については、1台を自転車2台分として換算)のもの

ク 日よけ及び施工区域の延長が20メートルに満たないアーケード。ただし、既存アーケードを延長又は拡張する増設については、この限りではない。

ケ 乗用自動車

コ その他市長が第1条の目的に適合しないと認めたもの

(2) 施設整備に係る経費のうち次の経費

ア 土地の購入及び賃借に係わる経費

イ 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第133条の規定により損金経理の対象とした資産に係わる経費

ウ 建物、構築物等を取得する際の権利金その他これに類する経費

エ 施設の維持管理に要する経費

オ 各種許認可の申請に要する経費

カ 公共事業等による補償費で設置する施設にあつては、当該補償費に相当する経費

キ しゃし、遊興に関する経費

ク その他市長が第1条の目的に適合しないと認めたもの

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は、別表第1に定められた補助金算出基準により算定した額とする。ただし、算出した額が限度額を超えた場合は、その限度額とする。

2 第1項の規定により算出した補助金の1,000円未満の額は、切り捨てるものとする。

3 市長は、予算の範囲内において、別表第1に定められた範囲で補助率を減らすことができる。

なお、他の補助制度を併用する場合、団体の自己負担は、対象事業費の1/6を下回らないこととする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に申請するものとする。

(1) 川崎市商店街施設整備事業補助金交付申請書(様式第4。以下「申請書」という。)

(2) 別表第2(3)申請時提出書類に掲げる書類

(3) 補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)による入札結果、又は3者以上の業者(うち2者以上は市

内中小企業者)からの見積書

(4) 前号に基づき市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(様式第4-5)。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(5) 第3号に該当しない場合は、3者以上の業者(うち1者以上は市内に本社を有する業者)からの見積書

2 前項の規定に係らず市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。ただし、前項第3号に該当する場合は、入札(見積り)が行えないことに係る理由書(様式第4-6)を提出しなければならない

3 前2項に規定する申請書類は、市長の指定する日までに提出しなければならない。
(計画変更、中止の届出)

第8条 申請書を提出した団体(以下「申請者」という。)は、申請した施設について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに川崎市商店街施設整備事業補助金変更(中止)申請書(様式第5。以下「変更(中止)申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、次の各号に挙げる軽微な変更と認められるものについては、完了届を提出する際に届け出ることによりこれに代えることができる。

- (1) 事業実施期間を短縮する場合
- (2) 補助対象経費が減額となる場合
(交付又は不交付の決定)

第9条 市長は、申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し、所要の条件を付して、川崎市商店街施設整備事業補助金交付決定通知書(様式第6)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その決定の内容等について川崎市商店街施設整備事業補助金不交付決定通知書(様式第6-2)により申請者に通知する。
(交付の決定の変更及び中止の承認)

第10条 市長は、第8条の変更(中止)申請書の提出を受けた後、審査の上、適正であると認められるものに対し、川崎市商店街施設整備事業補助金変更決定通知書(様式第7)又は川崎市商店街施設整備事業補助金中止承認書(様式第8)により通知するものとする。なお、審査の結果、変更等を認めない決定をしたときは、その旨を申請者に書面で通知する。
(中間検査)

第11条 市長は、補助金の適切な執行を確保するため、必要により、申請書(変更(中止)申請書を含む。以下同じ。)に基づく事業の中間検査を行うことができる。

2 前項の検査を行わなかった場合は、次の各号に掲げる書類を次条に規定する完了届に添付することにより代えることができる。ただし、物件の購入等にあつては省略することができる。

- (1) 工事過程の確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類
(完了届の提出)

第12条 補助事業者は、申請に係る事業及び支払いの完了後2か月以内もしくは申請に係る事業を実施する日における本市会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市商店街施設整備事業完了届(様式第9。以下「完了届」という。)
- (2) 別表第2(3)完了時提出書類に掲げる書類
(完了検査及び補助金額の確定)

第 13 条 市長は、完了届の提出を受けた後、申請書、完了届及び関係書類に基づき、現地での完了検査を行い、申請書の内容及び決定通知書の条件に適合するかどうかを確認し、適正であると認められるものに対し、交付する補助金額を確定し、川崎市商店街施設整備事業補助金確定通知書（様式第 10）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、速やかに、補助事業者に対し、補助金額修正の通知をするものとする。

（補助金の請求等）

第 14 条 補助事業者は、前条の確定通知を受領した後、速やかに、市長へ補助金の適正な請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（施設管理期間）

第 15 条 補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助の対象となった施設（以下「補助施設」という。）について別表第 1 に掲げる期間（以下「管理期間」という。）、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、補助施設に広告物等を添加する場合は、川崎市屋外広告物条例等関係法令を遵守しなければならない。

2 前項に規定する期間の始期は、第 13 条の規定により完了検査を行い、届出の内容が適正であると認めた日とする。

（財産の処分等）

第 16 条 管理期間中に、補助団体が補助施設を目的以外の使用、移転、貸与、譲渡、売却、取り壊し又は廃棄（以下「財産の処分等」という。）するときは、あらかじめ市長へ川崎市商店街施設整備事業における補助施設の財産処分等に関する申請書（様式第 11）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査し、適切であると認められるものに対し、川崎市商店街施設整備事業補助金財産処分承認通知書（様式第 12）により申請者に通知する。なお、承認にあたり、別に定める金額を市費に納付するよう求める条件を付すことができる。

3 市長は、財産の処分等の不承認を決定したときは、その決定の内容等について川崎市商店街施設整備事業補助金財産処分不承認通知書（様式第 12-2）により申請者に通知する。

（管理状況報告書及び書類の整備）

第 17 条 別表第 1 に掲げる施設を設置した補助団体は、管理期間中毎年補助施設について、川崎市商店街施設整備事業補助金管理状況報告書（様式第 13。以下「管理状況報告書」という。）に必要事項を記入のうえ、市長が指定する日までに市長へ提出しなければならない。

2 補助団体は、前項のほか、管理期間中補助施設に係わる収入及び支出についての帳簿その他証拠書類を整備し、かつ、保管しておかななければならない。

3 補助団体は、管理期間中に次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、速やかに市長へ届け出なければならない。

（1）補助団体の事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。

（2）補助団体の合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

4 前項第 1 号に該当するときは、第 1 項に定める管理状況報告書に併せて報告することで、前項の届出に代えることができる。

（調査）

第 18 条 市長は、管理期間中随時補助団体の経理及び事業の運営並びに補助施設について調査指導することができる。

（補助金の返還）

第 19 条 補助団体が次の各号の一に該当するときは、市長は、補助金の交付決定等を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。

(2) この要綱、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項及び第 2 項又は補助金の交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の返還を命ずる場合は、補助金交付の日から返還の日までの期間に応じ、市税の延滞利息の例により計算した加算金を徴収することができるものとする。

(相談及び指導)

第 20 条 市長は、第 3 条に規定する補助対象施設設置又は事業実施をしようとする団体に対し、あらかじめ相談を受け又は指導することができる。

2 補助対象施設を設置しようとする団体（特定事業実施希望団体を除く）は、補助を受けようとする前年度の市長が指定する日までに、別表第 2 (2) に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、市長が認めたものについてはこの限りではない。

(関係書類の公開)

第 21 条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図ることが第 1 条の目的に沿って適当であると認めるときは、この要綱に基づく関係書類を公開することができる。

2 前項の場合において、補助事業者はあらかじめこれを承諾したものとみなす。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除の確定に伴う補助金の返還)

第 22 条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税等の申告により当該補助金における消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合には、補助事業における消費税等に係る仕入控除税額報告書（様式第 14）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等の仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 23 条 その他、この要綱に定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要綱（以下、「旧要綱等」という）は廃止する。

(1) 川崎市商店街共同施設補助金交付要綱（平成 9 年 4 月 1 日施行）

(2) 川崎市商店街街づくり事業補助金交付要綱（平成 7 年 12 月 1 日施行）

(経過措置)

3 旧要綱により、第 3 条の施設を計画している団体で、既に事業計画書を提出したものについては、この要綱により、事業計画書を提出したものとみなす。

4 旧要綱により、別表第 1 に掲げる商店街リニューアル事業又は街づくり事業の認定を受け、事業が継続しているものについては、この要綱により、認定したものとみなす。

5 旧要綱等により、当該年度において、既に補助申請を行った団体については、この要綱において申請を行ったものとみなす。

6 旧要綱等により、現に別表第 1 に掲げる施設に相当する施設の整備及び事業を実施した補助団体の施設の管理期間の始期については、なお従前の例による。

7 別表第 1 に掲げる商店街エコ化プロジェクト事業〔第 1 期〕については、平成 24 年 3 月 31 日までとし、平成 22 年度以降の募集分については、商店街エコ化プロジェクト事業〔第 2 期〕とする。

附 則

この改正要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この改正以前に補助交付決定を受けた補助団体については、第 16 条、第 17 条第 3 項及び同条第 4 項の規定を準用するものとする。

附 則

この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和 5 年 7 月 19 日から施行する。

(商店街のエコ化促進に係る補助率の特例)

2 令和 5 年 7 月 19 日から令和 6 年 1 月 15 日までの間に商店街エコ化プロジェクト事業を実施し、かつ、令和 6 年 2 月 15 日までに完了届を提出する申請者に対する補助金の算定については、別表第 1 中の補助率「1 / 2 以内」とあるのは、「2 / 3 以内」とする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 補助対象事業及び補助対象施設別一覧

(1) 補助対象事業、補助率等一覧

種 類	施設名	最低事業費	補助率	対象団体別補助限度額		管理期間
				法人団体	任意団体	
整 備 事 業	街路灯、アーチ、アーケード、 カラー舗装、街路緑化、シンボルゾーン、 噴水、彫刻、案内看板等	50 万円	25%以内	800 万円	300 万円	5 年
	駐車場、駐輪場		30%以内	(街路灯については、1 基当たりの補助限度額は、6.25 万円)	(街路灯については、1 基当たりの補助限度額は、6.25 万円)	
安 全 ・ 安 心 事 業	防犯カメラ、AED等商店街の安全・安心な環境づくりに必要な施設	10 万円	50%以内	800 万円	300 万円	3 年
	整備事業と安全・安心事業に記載の施設のうち、設置後、管理期間を超過したものについて、危険防止等のために行う改修・補修等		25%以内			3 年
	整備事業と安全・安心事業に記載の施設のうち、設置後、管理期間を超過したものについて、危険防止等のために行う撤去等					—
商店街リニューアル事業	整備事業と安全・安心事業に記載の施設のうち、2 種類以上の施設を複合的に整備するもの	1,000 万円	25%以内	2,500 万円	1,000 万円	5 年
商 店 街 モ ー ル 再 整 備 事 業	既設の商店街モール（カラー舗装等）を市が推奨する仕様に再整備するもの	1,000 万円	1 / 3 以内	2,500 万円	1,000 万円	5 年
	既設の商店街モール（カラー舗装等）を上記以外の仕様に再整備するもの		1 / 4 以内			

種 類	施設名	最低事業費	補助率	対象団体別補助限度額		管理期間
				法人団体	任意団体	
街 づ く り 事 業	街路灯、アーチ、アーケード、カラー舗装、街路緑化、駐車場、駐輪場、シンボルゾーン、噴水、彫刻、コミュニティセンター等のうち2種類以上の施設を一体的、総合的に整備するもの	1億円	25%以内	7,500万円	—	5年
商店街エコ化プロジェクト事業	LED街路灯等新設 (新設とは、新たな支柱を設置する場合とし、それ以外の場合を改修とする)	50万円	1/2以内	800万円 (1基当たりの補助限度額は、20万円)	800万円 (1基当たりの補助限度額は、20万円)	5年
	LED街路灯等への改修 ※電柱共架型への改修やアーケード内の改修も含む。 ※既存のLEDやセラミックメタルハライドランプ等の省エネ型街路灯からの改修は除く。			600万円 (1灯当たりの補助限度額は、7.5万円)	600万円 (1灯当たりの補助限度額は、7.5万円)	
	セラミックメタルハライドランプ等上記以外の省エネ型街路灯への改修 ※電柱共架型への改修やアーケード内の改修も含む。 ※既存のLEDやセラミックメタルハライドランプ等の省エネ型街路灯からの改修と既存のアーケード内省エネ電球の交換は除く。			200万円 (1灯当たりの補助限度額は、4万円)	200万円 (1灯当たりの補助限度額は、4万円)	
施 設 撤 去 事 業	街路灯	10万円	50%以内	200万円	200万円	—
	アーチ			400万円	400万円	
そ の 他	本表に記載以外のもので、市長が第1条の目的達成のため必要と認めたもの	50万円	25%以内	800万円	300万円	5年

(2) 法人団体のみを対象とした補助対象施設、補助率等一覧

種 類	施設名	最低事業費	補助率	補助限度額	管理期間
建 物	コミュニティーセンター、共同作業所、共同店舗、倉庫、従業員厚生施設、事務所、会議室、展示場、研修所、便所及びその付属設備	50 万円	25%以内	800 万円	5 年
車 両	貨物運搬自動車、特殊自動車				2 年
備 品	複写機、複合機、パソコン、スタンプカードシステム、放送設備、情報関係機器等				3 年
機 械 装 置	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表 2 に掲げる設備				
そ の 他	本表に記載以外のもので、市長が第 1 条の目的達成のため必要と認めたもの				5 年

ただし、法人団体の場合、補助限度額は別表 1 (1)と合算する。

別表第2 補助金申請書類一覧

(1) 事業実施2年度前の9月末まで

提出書類（第4条第1項に規定する特定事業実施希望団体のみ）
・事前相談書（様式第1）

(2) 事業実施前年度

提出書類（前年度の市長が指定する日まで、特定事業実施希望団体は前年度の6月末まで）
・市長が指定する様式（エントリーシート）※特定事業実施希望団体以外
・認定申請書（様式第2）及び申請事業概要書（様式第2-2）※特定事業実施希望団体のみ
・その他市長が必要と認める書類

(3) 事業実施年度

申請時提出書類
・申請書（様式第4）
・施設整備計画書（様式第4-2）
・管理計画書（様式第4-3）※施設撤去事業の場合は不要
・業者選定理由書（様式第4-4）
・添付書類 1～21

添付書類名		必須	留意点等
1	入札結果又は見積書 (写)	○	補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときは、市内中小企業者による入札結果、又は3者以上の業者（うち2者以上は市内中小企業者）の見積り 補助金の交付申請額又は工事の発注、物品及び役務の調達等の1件の金額が1,000,000円以下のときは、3者以上の業者（うち1者以上は市内に本社を有する業者）の見積り
2	市内中小企業者であることの誓約書（様式第4-5）	—	補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときの市内中小企業者の誓約書。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者は不要。
3	入札（見積り）が行えないことに係る理由書（様式第4-6）	—	補助金の交付申請額が1,000,000円を超え、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、1件の金額が1,000,000円を超えるときに、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者による見積りを行えない場合
4	団体名簿 (写)	○	法人団体の場合は、組合員名簿 任意団体の場合は、役員名簿及び会員名簿
5	組合の登記簿謄本 (原)		法人団体の場合は、原本を提出 ただし、補助内容が任意団体と同様の場合は、提出不要
6	定款又は会則 (写)	○	法人団体の場合は、定款 任意団体の場合は、会則
7	予算・決算関係書類 (写)	○	法人団体の場合は、貸借対照表損益計算書、財産目録、事業報告等 任意団体の場合は、前年度決算書・事業報告、今年度予算書・事業計画等

8	総会又は理事会議事録	(写)	○	当該事業に賛同した旨を証するもの
9	仕様書 (図面又はカタログ)	(写)	○	補助対象施設の設計図面等の見取図 他の書類に仕様が表示されていれば不要
10	位置図	(写)	○	補助対象施設の位置を地図上に明示したもの
11	事業着手前の現況写真	—	○	事業実施予定場所の全体がわかるものを含む
12	建築確認通知書	(写)		建物、工作物の場合
13	道路占用許可書	(写)		街路灯、アーチ、アーケード、防犯カメラ等の場合 (公道に設置若しくは影響する場合)
14	許可証	(写)		補助申請施設の設置が法令により許可を必要とする場合
15	土地の登記簿謄本	(原)		補助団体の所有する土地に補助対象施設を設置するとき。 原本を提出
16	土地又は建物所有者の 承諾書	(写)		補助団体の所有しない土地、建物内に設置若しくは影響する 場合
17	管理運営規約	(写)		駐車場、防犯カメラ等を設置した場合、運営に関する計画・ 取り決め
18	賠償責任保険の見積書	(写)		街路灯、アーチ、アーケード、防犯カメラ等、事故等により 他人に危険が及ぶ可能性のある施設の場合、当該施設が 対象となった賠償責任保険（1社以上の見積。保険加入済 みの場合は、加入が確認できる書類。）
19	事故等の危険があると 判断できる書類	(写)		安全・安心事業における、危険防止等のために行う改修・ 修繕、撤去等を活用する場合
20	暴力団又は暴力団員で ない旨を誓約する書類	(原)		川崎市暴力団排除条例第8条に基づく排除措置対象の確 認ができていない場合
21	その他書類	(写)		市長が必要と認めた場合

(附記)

上記の書類それぞれが他の書類の内容を具備する場合には、一方の書類の添付を省略することができる。

完了時提出書類

- ・完了届（様式第9）
- ・精算書（様式第9-2）
- ・添付書類 1～12

添付書類名		必須	留意点等
1	契約書	(写)	○
2	発注実績報告書（様式 第9-3）	—	補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業 に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行った場合 において、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案 件について記載
3	中間検査の報告写真	—	中間検査を実施した場合
4	工事過程の確認できる 書類	(写)	中間検査を実施しなかった場合
5	設置完了時の報告写真	—	○

6	配置図	(写)	○	
7	工事完了報告書又は納品書	(写)	○	施工業者等から商店街に提出されたもの
8	工事完了検査書	(写)	○	7の提出を受けて検査を実施した後に、商店街が施工業者等に渡したもの
9	占用工事完了届	(写)		街路灯などの設置や撤去等、公道の掘削を伴う工事を実施する場合 道路公園センターの収受印があるものに限る
10	賠償責任保険の加入が確認できる書類	(写)		別表第2 申請時提出書類18の際に、未加入であった場合
11	資金経路が確認できる書類	(写)	○	請求書・振込依頼書・通帳・領収書等の支払先・支払方法・支払先口座が確認できる書類の写し、借入証書写し、国・県等の補助金通知書写し等
12	その他書類	(写)		市長が必要と認めた場合

(4) 管理期間中に補助施設の財産の処分等をする場合

提出書類	
<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市商店街施設整備事業における補助施設の財産処分に関する申請書（様式第11） ・財産処分前の補助施設の位置図 ・財産処分前の写真 ・その他参考になる書類 	

(5) 事業実施翌年度以降～管理期間終了まで

管理期間内提出書類（年1回市長が指定する日まで）	
<ul style="list-style-type: none"> ・管理状況報告書（様式第13） ・現況写真（3か月以内） 	

(6) 消費税等の申告により当該補助金における消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合

消費税等に係る仕入税額控除の報告書類（事業実施年度の消費税等の確定申告後速やかに）	
<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市商店街施設整備事業における消費税等に係る仕入控除税額報告書（様式第14） ・確定申告書の写し ・その他参考になる書類（仕入控除税額の金額の積算内訳等） 	

川崎市商店街施設整備事業事前相談書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のことについて事前相談します。

事業の内容	
補助金上の事業区分 (右のいずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 商店街リニューアル事業 <input type="checkbox"/> 商店街モール再整備事業 <input type="checkbox"/> 街づくり事業
整備する施設 (施設名、数量、形式等)	
整備目的 (上記施設を整備することにより期待される効果等)	
整備予定年度	年度 (整備予定の 2 年度前の 9 月末までに提出)
予定事業費	円
その他の相談先 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 区役所道路公園センター <input type="checkbox"/> その他の公的機関 (名称 :)

団体の概要	
会 員 数	
当年度予算総額	円
事業に充てられる資金等	円
担当者・連絡先	担当者名 電 話 メール等

川崎市商店街施設整備事業認定申請書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第4条第3項の規定に基づき、本団体が実施を予定している次の事業について、事業の認定を申請します。

1 申請事業の名称（整備する施設）

2 申請事業の概要

別紙「申請事業概要書（様式第2-2）」のとおり

申請事業概要書

団体の概要			
団体名		会員数	役員数
収入 (年額)	会費等 円	その他 円	
担当者	職・氏名 電話 メール等		

事業の内容	
補助金上の事業区分 (右のいずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 商店街リニューアル事業 <input type="checkbox"/> 商店街モール再整備事業 <input type="checkbox"/> 街づくり事業
整備する施設 (整備するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 街路灯 () 灯、() 基 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ () 台 <input type="checkbox"/> アーチ () 基 <input type="checkbox"/> アーケード 全長 () m <input type="checkbox"/> カラー舗装 幅員 () m、全長 () m <input type="checkbox"/> 商店街希望仕様 <input type="checkbox"/> 市推奨使用 <input type="checkbox"/> その他 ()
事業目的	(上記施設を整備することにより期待される効果等)
事業区域	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで(予定)

事業経費及び資金			
予 定 総 事 業 費	円		
	(内訳)		
資 金 調 達 計 画	区 分	金 額	備 考
	自己資金	円	調達方法（該当に○） 通常予算・積立金・特別徴収等
	市補助金	円	
	その他の 補助金	円	補助金名：
	借入金	円	借入先： ※つなぎ資金の借入は記載不要
	その他	円	調達方法：
	合計	円	※予定総事業費と同額

発注予定業者	
設 計 業 者	所在地
	会社名
	代表者
施 工 業 者	所在地
	会社名
	代表者
その他備考	

様式第3

川経 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金の事業の認定（否認）について（通知）

年 月 日付けで申請のあったことについて、次のとおり（商店街リニューアル事業・商店街モール再整備事業・街づくり事業）として認定しました（認定しないこととしました）ので、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第4条第4項に基づき通知します。

1 事業の名称

2 認定事業内容

年 月 日付けで申請のあった様式第2及び様式第2-2のとおり

3 認定事業年度

年度に実施するもの

川崎市商店街施設整備事業補助金交付申請書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

上記補助金について、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助申請内容、整備の内容等

別紙「施設整備計画書（様式第4-2）」のとおり

申請者の消費税における種別（該当する番号に○）

- 1 課税事業者で、補助金に係る消費税等の仕入控除が明らかである。（※1）
- 2 課税事業者で、補助金に係る消費税等の仕入控除が明らかでない。（※2）
- 3 免税事業者である。（消費税の確定申告をしていない。）
- 4 課税事業者で、簡易課税制度を選択している。
- 5 課税事業者で、簡易課税制度を選択せず、特定収入割合が5%を超える。

※1 消費税額は補助の対象外となります。

※2 消費税額も補助の対象となりますが、翌年度以降に還付を受けると補助金の一部が返還となる場合があります。

施設整備計画書

補助申請内容			
団 体 名			
担 当 者	氏名	電話	
		メール	
事業の名称 (整備する施設)			
整備理由			
整備費総額	円	補助金申請額	千円

整備の内容			
施設名	数量	事業経費	(単価)
		円	円
		円	円
合計		円	※税込み額
上記のうち補助対象となる経費		円	
事業予定期間 (契約から支払いまで)	年 月 日から 年 月 日まで (予定)		
購入先又は施工業者	別紙「業者選定理由書 (様式第4-4)」のとおり		

資金調達		
区分	金額	備考
自己資金	円	調達方法 (該当に○) 通常予算・積立金・特別徴収等
市補助金	円	
その他の補助金	円	補助金名
借入金	円	借入先 返済方法 ※補助金交付までのつなぎ資金の借入は記載不要
その他	円	調達方法
合計	円	※事業経費合計と同額

管理計画書

施設の概要			
整備する施設			
管理期間	年間	終了年度	年

管理計画			
管理年（和暦）	維持管理に係る費用	管理方法・内容等	
1年目	円		
2年目	円		
3年目	円		
4年目	円		
5年目	円		
管理期間終了後の維持管理計画	維持管理用資金の積み立て・施設の点検方法等		
その他備考			

※施設撤去事業の場合は提出不要です。

業者選定理由書

本件について、次の業者から見積書を取得。なお、見積もりに際しては現地調査を前提とした。

	業者名 (市内中小企業者に該当する場合は右欄に○)	見積金額 (総額)
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円

上記のうち、_____を契約業者として選定する。

【選定理由】

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

事業の名称

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あ て 先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

所在地

商号又は名称

代表者名

資本金の額 _____ 円

職員総数 _____ 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2. 発注先

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工のおける保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1) から (5) の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(5) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

団体名 _____

代表者名 _____

川崎市商店街施設整備事業補助金変更（中止）申請書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所在地

団体名

代表者職・氏名

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱により交付決定を受けた施設整備事業について、次の理由により変更（中止）を申請します。

事業内容	
事業の名称	
交付決定通知	年 月 日付け川崎市指令経 第 号

変更又は中止の理由

変更の内容		
	変更前	変更後
整備費総額(円)		
補助金申請額(円)		
整備施設の内容等		
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

※変更内容の分かる資料を添付してください。

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市商店街施設整備事業補助金の交付については、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次の条件をつけて交付します。

補助対象期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
補助対象施設
補助対象経費 金 円
交付決定額 金 円
交付に係る条件

- 1 補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
この場合、この通知に記載した補助金の交付額は変更又は取り消すこととします。
- 2 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更します。
- 3 補助施設の要綱第 15 条の規定による管理期間は、次のとおりとします。
なお、管理期間の始期は、完了検査終了日からとします。
施設名
管理期間 年
- 4 補助施設は、管理期間中善良な管理者の注意をもって維持管理しなくてはなりません。
- 5 管理期間中、補助団体が補助施設を目的以外の使用、移転、貸与、譲渡、売却、取り壊し又は廃棄するときには、あらかじめ市長へ申請し、承認を受ける必要があります。この場合、承認にあたり、別途算定した金額の納付を求めることがあります。
- 6 管理期間中、次の事項が生じた場合、速やかに市長に届け出なければなりません。
(1) 補助団体の事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。
(2) 補助団体の合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。
- 7 管理期間中、毎年補助施設について川崎市商店街施設管理状況報告書に必要事項を記入のうえ、市長が指定する日までに市長に提出しなければなりません。
- 8 この補助金の申請又は報告に偽りや不正があった場合若しくは補助金の交付決定の条件に違反した場合は、要綱第 19 条に基づき、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

川経 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者

様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市商店街整備事業補助金については、不交付と決定したので、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった川崎市商店街施設整備事業補助金の交付については、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、次の条件をつけて交付します。

補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
補助対象施設
補助対象経費 金 円
交付決定額 金 円
事業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
交付に係る条件

- 1 補助事業を変更又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければなりません。
この場合、この通知に記載した補助金の交付額は変更又は取り消すこととします。
- 2 完了検査の結果、申請内容と異なる場合、補助金の交付額を変更します。
- 3 補助施設の要綱第 15 条の規定による管理期間は、次のとおりとします。
なお、管理期間の始期は、完了検査終了日からとします。
施設名
管理期間 年
- 4 補助施設は、管理期間中善良な管理者の注意をもって維持管理しなくてはなりません。
- 5 管理期間中、補助団体が補助施設を目的以外の使用、移転、貸与、譲渡、売却、取り壊し又は廃棄するときには、あらかじめ市長へ申請し、承認を受ける必要があります。この場合、承認にあたり、別途算定した金額の納付を求めることがあります。
- 6 管理期間中、次の事項が生じた場合、速やかに市長に届け出なければなりません。
(1) 補助団体の事務所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。
(2) 補助団体の合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。
- 7 管理期間中、毎年補助施設について川崎市商店街施設管理状況報告書に必要事項を記入のうえ、市長が指定する日までに市長に提出しなければなりません。
- 8 この補助金の申請又は報告に偽りや不正があった場合若しくは補助金の交付決定の条件に違反した場合は、要綱第 19 条に基づき、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第8

川経 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者

様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金中止承認書

年 月 日付けで中止申請のあった川崎市商店街整備事業補助金については、中止を承認したので、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

川崎市商店街施設整備事業完了届

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所在地

団体名

代表者職・氏名

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱により交付決定を受けた施設整備事業について、整備及び代金の支払いを完了しましたので、次の書類を添えて報告します。

整備事業の内容	
交付決定通知	年 月 日付け川崎市指令経 第 号
事業実施期間	契約日又は着手日 年 月 日
	整備完了日 (工事完了検査書を渡した日) 年 月 日
	代金支払い日 年 月 日
整備費総額	別紙精算書のとおり
添付書類	1 精算書(様式第9-2) 2 契約書の写し 3 施設の写真(工事過程・完了時) 4 配置図 5 工事完了報告書の写し又は納品書の写し 6 工事完了検査書の写し 7 資金経路が確認できる書類の写し 8 その他

精算書

収入		
区分	金額	備考
自己資金	円	調達方法（該当に○） 通常予算・積立金・特別徴収等
市補助金 （予定額）	円	
その他の補助金	円	補助金名 交付決定日 年 月 日 交付決定額 ※補助金交付決定通知等の写しを添付してください
借入金	円	借入先 返済期間 年 月 日まで ※補助金交付までのつなぎ資金の借入は記載不要
その他	円	調達方法
合計	円	

支出			
整備施設名	数量	事業経費	(単価)
		円	円
		円	円
合計（整備費総額）		円	※収入額合計と同額

発注実績報告書

(宛先) 川崎市長

所在地 〒 _____

団体名 _____

代表者名 _____

年 月 日付け川崎市指令経 第 号で交付決定された事業について、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第 1 2 条に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100 万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、 物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者 (原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了届の提出のあった川崎市商店街施設整備事業補助金については、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第13条の規定より、申請書及び完了届並びに関係書類に基づき現地での完了検査を実施した結果、適正であると認められましたので、次のとおり補助金の交付額を確定します。

補助対象施設
補助対象経費 金 円
交付確定額 金 円
交付に係る条件

- 1 補助施設の要綱第15条の規定による管理期間は、次のとおりとします。
管理期間中は、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。
施設名
完了検査終了日 年 月 日（管理期間の開始日）
管理期間 年
- 2 この補助金の申請又は報告に偽りや不正があった場合若しくは補助金の交付及び確定の条件に違反した場合は、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第19条に基づき、補助金の交付確定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

年 月 日

川崎市商店街施設整備事業における補助施設の財産処分等に関する申請書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所在地

団体名

代表者職・氏名

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、 年度に補助金の交付を受けた補助施設について財産処分を申請します。

整備場所			
補助施設名		数量	
管理期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年間)		
財産の処分等の理由			
財産処分予定日	年 月 日		
財産処分前の施設の場所	別添地図参照		
財産処分前の写真	別添写真参照		
備考 ※ 売却や譲渡、交換、貸与により、所有者や使用者が変更する場合は、変更後の所有者及び使用者の情報を記載すること。 ※ 移転する場合には、移転後の場所わかる地図を添付すること。			

川崎市指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市商店街施設整備事業における補助施設の財産処分等については、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、次の条件をつけて承認したので通知します。

- 1 処分承認補助施設名および数量
- 2 補助金交付時の事業内容
- 3 処分承認の内容
- 4 条件
 - ・処分終了後は、速やかに市へ報告してください。
 - ・本財産処分の補助施設が交付要綱に規定する「本市商店街の振興育成」という目的を果たさなくなる場合、または補助施設を営利目的として財産処分する場合、または財産処分により利益を上げる場合には補助金の返還を請求することがあります。

川経 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

川崎市長

川崎市商店街施設整備事業補助金財産処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市商店街施設整備事業における補助施設の財産処分等については、不承認を決定したので、川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第16条第3項の規定に基づき通知します。

川崎市商店街施設整備事業補助金管理状況報告書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第 1 7 条の規定に基づき、補助金の交付を受けた商店街施設の管理状況について、次のとおり報告します。

報告内容			
施設名		数量	
管理期間	年間 (年度から 年度まで)		
管理状況			
備考			
3 か月以内の現況写真 (本欄に貼り付けるか、別に添付してください)			

年 月 日

川崎市商店街施設整備事業補助金における消費税等に係る仕入れ控除税額報告書

(宛先) 川崎市長

(申請団体)

所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

川崎市商店街施設整備事業補助金交付要綱第 2 2 条の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（以下「控除税額」と言う。）が確定したため、次のとおり報告します。

報告内容	
補助金額	円 （交付確定通知書の金額）
控除税額	円
添付書類	1 確定申告書の写し 2 その他参考になる書類（控除税額の金額の積算内訳等）